

岩手県監査委員告示第13号

監査結果の公表（平成21年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月5日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 菊池 武利  
岩手県監査委員 谷地 信子

1(1) 監査対象機関名 釜石地方振興局農林部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年5月27日から同月28日まで

イ 本監査実施日 平成21年7月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
公用車の車検に係る資金前渡金の精算に当たり、支払完了後相当期間経過してから精算書を提出しているものが2件、21,050円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	庁内情報共有システムのスケジュールに車検満了日を登録し、精算に限らず一連の処理について事前に確認するとともに、農林部・普及サブセンター合同の職員会議において注意喚起することにより再発防止に努める。

2(1) 監査対象機関名 釜石地方振興局水産部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成21年5月26日

イ 本監査実施日 平成21年7月31日

(3) 監査結果の公表の日 平成21年9月4日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務に係る契約保証金の還付に当たり、事業完了後相当期間経過してから還付しているものが1件、239,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	今後は委託業務チェックリストを作成し、設計図書に添付のうえ、各種手続きの都度、課内全体で確認することにより再発防止に努める。